

令和4年度

日本海西部地区整備効果調査業務
に係る観察調査

仕様書

令和4年5月

一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所

1 業務件名

「令和4年度日本海西部地区整備効果調査業務」に係る観察調査

2 業務概要

本業務は、日本海西部地区特定漁港漁場整備事業において整備するアカガレイ及びズワイガニを対象とした保護育成礁について、造成箇所等における環境生物調査と、遠隔操作水中探査機（以下「ROV」という。）による既存保護育成礁周辺の観察調査を行い、対象魚種の分布状況、生物環境に係る情報を取得・分析する。また、本業務の結果及び既往文献等を踏まえた解析・考察を行い、保護育成礁造成による効果を取りまとめることを目的とする。

3 業務場所

国が日本海西部地区特定漁港漁場整備事業において整備した赤碓沖保護育成礁周辺海域（水深約245m）

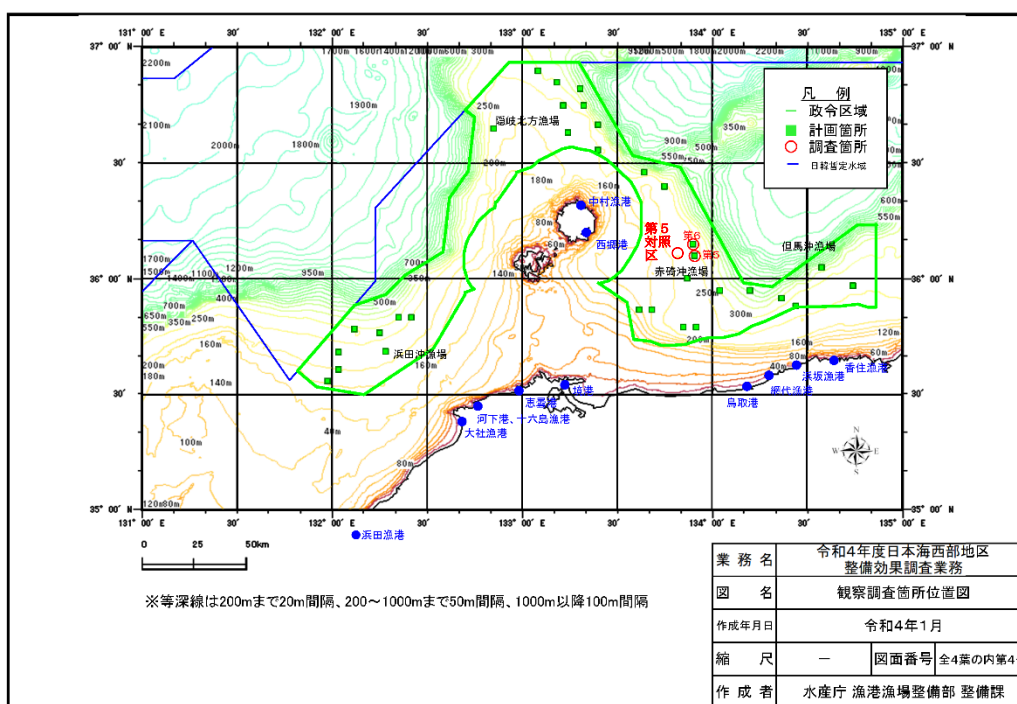


図1 調査海域

4 契約期間

契約締結の日から令和5年1月6日まで

5 業務内容

観察調査は6～7月に1回とする。

鳥取県の調査船「第一鳥取丸」を傭船して調査を実施する。観察調査箇所は3箇所とする（表1、図2）。調査時期は6～7月とする。

ROVの航走速度は0.8ノット程度、航走時間は20分程度、航走距離約500m程度を1ラインとして2ライン実施する（保護育成礁では1ラインは保護育成礁の中心付近とする）。保護育成礁が観察された場合には、ズワイガニ・アカガレイの出現の有無を確認すると同時に保護育成礁周辺の付着生物や海底の状況等を記録する。

また、調査の速報として、ROVの航跡図及びROVの映像を編集し、注釈を入れた動画の電子データを7月末までに提出すること。

保護育成礁内でのROVの航走映像記録から、ズワイガニ・アカガレイの出現リスト等を整理する。

表1 観察調査点

漁場名	調査点名	緯度経度 (WGS84系)	調査船名
赤碕沖	第5保護育成礁	N36° 06' 00" E133° 54' 30"	第一鳥取丸
	第5保護育成礁対照区	N36° 07' 00" E133° 49' 30"	〃
	第6保護育成礁	N36° 09' 00" E133° 54' 00"	〃

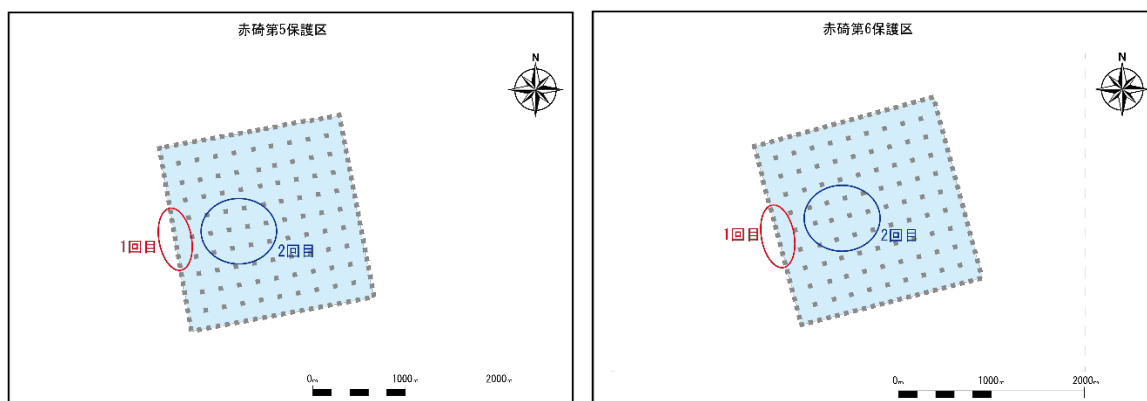


図2 保護区における航走イメージ（左：赤碕沖第5保護区、右：赤碕沖第6保護区）

6 適用する仕様書等

本特記仕様書に記載無き事項は次に示す仕様書の定めによるものとする。

「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和2年3月（国土交通省港湾局）」

「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和2年4月（水産庁漁港漁場整備部）」

7 提出資料

受託者は、次の資料を整理のうえ提出するものとする。

- (1) 水中ビデオカメラの記録映像（ダイジェスト版）
 - (2) 水中写真
 - (3) 魚種別の出現リスト他（映像解析結果）
 - (4) ROVの航跡図
 - (5) その他監督員が必要と認めたもの
- 提出形式はA4判のファイル1部および電子媒体（CD-R）2部とする。

8 企画提案書の提出

本調査の受託を希望するものは、様式2に基づいて企画提案書を作成し、当研究所へ提出するものとする。

① 使用機材の提案

本業務は沖合大水深での調査であるため、調査海域の水深（約245m）や海象条件に合わせた調査機材を提案すること。

② 調査方法の提案

調査海域にはロープの絡まり等に留意して作業の安全に配慮するとともに、現地調査にあたっては手戻りのない具体的な方法について提案すること。

③ 当該海域での類似の業務実績がある場合は記載すること。

④ 業務費限度額

本業務費は、消費税を含めて4,488,000円以内とする。

9 安全管理

(1) 安全管理

- ・作業員の健康管理に留意し、不適格者は就業させないこと。
- ・毎日作業開始前にはミーティングを開き、作業員全員に当日の作業予定、作業分担を周知させ、作業安全の徹底を図ること。
- ・作業前には使用機材の点検を行い、不備のあるものは使用しないこと。
- ・作業員は作業に適した衣服を着用し、救命胴衣等の保護具を装着すること。
- ・作業場所は常に整理整頓し、落水事故などの防止に努めること。
- ・第一鳥取丸乗船前に調査名、乗船期間、乗船者等を記入した申入書を作成して提出すること。

(2) 衛生管理

- ・第一鳥取丸の船内での新型コロナウイルス感染防止対策として乗船5日前（鳥取県に移動する前日）にPCR検査を行うこと。乗船4日前に鳥取県へ移動し、4日間体調記録を行うこと。
- ・感染予防措置として、うがい、マスクの着用、不特定の者が触れる箇所のアルコール消毒等、感染症予防を徹底すること。
- ・作業従事者等に新型コロナウイルス感染が判明した場合には、発注者および保健所に速やかに報告するとともに、保健所等の指導に基づき感染者本人や本人と濃厚接触した疑いのある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。

10 その他

- 1) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当研究所担当者と協議するものとする。
- 2) 受託者は、本業務の目的を十分理解し業務を遂行するものとする。
- 3) 本業務で知り得た情報および資料等は外部に漏らしてはならない。